

移住促進特別支援事業（体験居住タイプ）

三大都市圏

東京圏  
名古屋圏  
大阪圏

在住者が

新潟市で  
テレワークすると



最大

交付

5万円

### ①～③の全て満たすこと

#### ① 体験居住前に関する要件

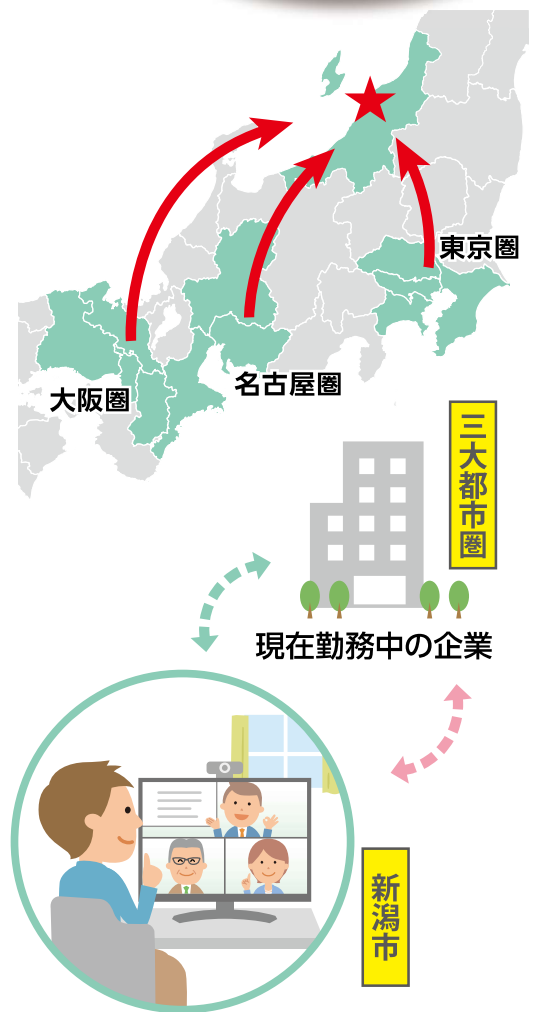
- 新潟市で体験居住する直前に、**連続して1年以上、三大都市圏に在住**していたこと。
- 3日前までに事前申込書を本市に提出すること。

#### ② 新潟市に関する要件

- 特別支援金（体験居住）の申請時において、本市で**1週間以上**の体験居住を行ったこと。

#### ③ 仕事に関する要件

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により体験居住**した場合であって、**体験居住前の業務を引き続き行う**こと。
- デジタル田園都市国家構想交付金を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該申請者に資金提供されていないこと。



<支援額>

2人以上  
世帯の場合

5万円

単身の場合

3万円

【申請受付期限】

令和6年 3月15日まで

※新潟市で体験居住を開始してから6か月以内。  
※同一年度に2回まで申請可能。



事業の詳細・申請様式の  
ダウンロードはこちらから

三大都市圏

東京圏：埼玉、千葉、東京、神奈川  
名古屋圏：岐阜、愛知、三重  
大阪圏：京都、大阪、兵庫、奈良

【問い合わせ】 新潟市経済部 雇用・新潟暮らし推進課

TEL：025-226-2149